

若年性認知症支援コーディネーター

(令和元年5月現在)

設置場所	担当地区	電 話
国立病院機構 久里浜医療センター	川崎・横須賀三浦・湘南東部	046-848-2365(直)
曽我病院	相模原・県央・湘南西部・県西	0465-42-1630(代)
横浜市総合保健医療センター	横浜市	045-475-0105(直)

就労に関する支援

QRコードが読み取りにくい場合は、
必要な個所以外は、隠してご使用ください。

■神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課

働く人が仕事と介護を両立できる制度があります。
介護休業、介護休暇、勤務時間の短縮等の措置などの相談先 電話 045-211-7380


■ハローワーク

就職を希望する障がい者の方の職業指導・職業紹介等を行います。
<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list.html>


■神奈川県障害者職業センター

障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がい者の
雇用管理に関する相談に応じ、援助を行います。(ジョブコーチ支援等) 電話 042-745-3131
<http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/kanagawa/>


■障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、就業面及び生活面における一体的な相談支援を行います。
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/hz2/cnt/f6949/p22689.html>


■障害者雇用促進センター

障がい者雇用へむけて、企業や就労支援機関への支援を行います。 電話 045-633-6110(代)
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sj6/c1/top_shougaisha_koyo.html


精神障害者保健福祉手帳・障害年金

■精神障害者保健福祉手帳(市町村の障害福祉担当窓口等)

精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、交付される手帳です。
手帳を持っている方には、様々な支援策が講じられます。


■障害年金(最寄の年金事務所や年金相談センター、市町村の国民年金担当課)

病気やけがで障がいが残ったとき、受け取ることができる年金です。

その他認知症の相談窓口

■認知症のひとと家族の会神奈川県支部 電話 044-522-6801

■かながわ認知症コールセンター 電話 0570-0-78674

その他、認知症疾患医療センター、県保健福祉事務所・センター、市町村の認知症担当窓口等もあります。


若年性認知症の人や
そのご家族へ

65歳未満で発症した認知症を、若年性認知症と言います。

周りの理解と手助けがあれば、状態に応じて働き続けることもできます。

このリーフレットには…

若年性認知症と診断されたご本人やご家族のために、活用できる社会資源をまとめてあります。

若年性認知症支援コーディネーターは、
生活していくために必要な支援についてお手伝いをします。

若年性認知症支援コーディネーターは、高齢者とは異なる若年性認知症の人のニーズと、関係機関やサービス担当者
との「調整役」で、若年性認知症の人が自分らしい生活を継続できるよう支援しています。必要に応じて職場や産業医、
地域の当事者団体や福祉サービスの事業所と連携し、就労継続や居場所づくりを働きかけるなど、専門的な知識や
経験に基づいて支援を行っています。

相談内容の秘密は必ず守ります
まずはお電話ください

就労・経済的な支援

- ・就労継続や再就職に関する支援
- ・経済的な支援制度の案内や利用方法の助言

福祉サービスの利用支援

- ・介護保険、障害福祉サービスの利用方法の案内

健康・医療に関する支援

- ・認知症疾患医療センターの紹介
- ・認知症初期集中支援チームとの連携

権利擁護に関する支援

- ・成年後見制度の利用案内・支援



ご本人

今の職場でできるだけ長く働きたい

認知症と診断を受けても、仕事を辞める必要はありません。慣れた職場や人間関係の中で、できるだけ長く働けるよう、上司や産業医と相談し、職場の理解を得ましょう。また、治療を継続し、主治医ともよく相談しましょう。

■配置転換をもらい、本人に合った仕事をする→**上司や人事担当者、産業医と話し合う**

■ジョブコーチ支援を活用する

(職場にジョブコーチが向いて、きめ細かな人的支援を行うもの。ジョブコーチは、対象者に対しては作業遂行に関する支援、職場に対しては対象者とのかかわり方や作業方法の指導の仕方について、助言を行うとともに障害の理解について社内啓発等を行います)→**地域障害者職業センターに相談する**

■「精神障害者保健福祉手帳」や「身体障害者手帳」取得により、障害者雇用に切り替えて働く→**市町村の障がい福祉担当窓口**に相談する

退職したけれど、働きたい

働くことで、やりがいや生きがいを見つけましょう。

■障害者就労支援については、ハローワークに相談する

■障害福祉サービスの就労支援については、市町村の障がい福祉担当窓口に相談する

(就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型などがあります)

就労継続支援B型へ行っています。
いろいろな人との交流があり励みになります。



当事者の声

介護や福祉等のサービスを利用したい

介護保険サービスや障害福祉サービスを利用し、体を動かしたり、人と交流し、充実した毎日を送りましょう。

■介護保険サービス

*40歳以上で、認知症と診断されると申請できます。

詳しくは、お住いの市町村介護保険担当課へご相談ください。

■障害福祉サービス

*介護保険にないサービスを利用できます。

詳しくは、お住いの市町村の障がい福祉担当課へ相談してください。

■精神科デイケア

*病院・クリニック等にデイケアなどがあれば利用できます。

通院している
医療機関の精神科デイケアへ行っています。
集中して活動できます。
活動を通して充実感を感じています。



当事者の声

ご本人・ご家族

当事者や家族どうしで交流したい

当事者や家族どうしで話したり、情報交換することで、お互いの気持ちをわかり合え安心できます。

■当事者や家族の交流の場

本人ミーティング、若年性認知症の本人・家族のつどい、認知症カフェ等

認知症の人と家族の会神奈川県支部や
若年性認知症支援コーディネーターへご連絡ください。

家族、周囲の
支援が大切です



経済的に安定した暮らしにしたい

収入が途切れることのないよう、社会資源を利用するため、担当窓口で相談しましょう。

■医療費の助成(自立支援医療、高額医療・高額介護合算療養費制度)→**市町村の医療保険、障がい福祉、介護保険の担当課**

■傷病手当金→**職場の労務担当等**

■雇用保険の失業給付→**ハローワーク**

■障害年金→**年金事務所、共済組合**

■子どもの就学資金→**在学中の学校、市町村教育委員会**

■住宅ローンの返済→**ローン契約金融機関**

■生命保険の支払い→**ご加入の保険会社**

■金銭管理や財産管理→**市町村の社会福祉協議会**

■各種サービス利用等の契約等や手続き、金銭管理、財産管理→**地域包括支援センター、社会福祉協議会等**

ご家族

介護しながら働きたい

働く人が仕事と介護を両立できる制度があります

■介護休業、介護休暇、勤務時間の短縮等の措置など

相談先:職場の担当者

神奈川労働局雇用環境・均等部指導課

子どもたちが安心できるようにしたい

若年性認知症の親を持つ子どもたちが、様々な悩みや不安を一人で抱え込んでしまわないように、精神的にも経済的にも、幅広いサポートが必要です。

■子どもへの親の病気の伝え方…子どもの理解力にあわせた正しい病気についての説明が必要です。

■精神的支援…家族会による相談、カウンセラーなどによる教育相談、通学している学校の学生支援相談室など

■経済的支援…就学援助、奨学金、児童扶養手当(要件有)、ひとり親家庭等医療助成(要件有)など
伝え方に悩んだら、主治医や看護師など、専門的知識を持つ人にも協力をしてもらいましょう